

「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み
に関する有識者会議」
報告書

令和5年9月12日

「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の
仕組みに関する有識者会議」
報告書 目次

第1	はじめに	1
1	会議開催の経緯等	1
2	会議の開催	2
第2	制度設計にあたっての基本的な視点	2
1	本件確認の仕組みの必要性	2
2	仕組みを設けるに当たり留意すべき観点	4
第3	個別論点についての検討結果等	5
1	学校や児童福祉施設等の設置運営者の責務	5
(1)	責務等を具体的に規定する必要性	5
(2)	安全確保措置の内容	6
2	教育、保育等を提供するその他の事業者	6
3	対象事業者の範囲	6
4	対象業務の範囲	7
5	性犯罪歴確認結果の活用方法	8
6	確認の対象とする性犯罪歴等の範囲	8
(1)	前科について	8
ア	性犯罪前科を対象にすべきこと	8
イ	確認の対象とする性犯罪前科の被害者年齢を限定しないこと	9
ウ	対象とする性犯罪前科の期間	9
エ	条例違反について	10
(2)	不起訴処分(起訴猶予)について	10
(3)	行政処分等	11
7	本件確認の具体的な仕組み	11
(1)	確認を申請する者	11
(2)	確認の結果について回答を受ける者	12
(3)	回答内容	13
(4)	適正な情報管理の確保	13
8	その他	13
(1)	今後の検討	13
(2)	個人が一人で行っている事業	13

(3)	特定免許状失効者等に関するデータベースとの関係	14
(4)	採用時の運用の在り方	15
(5)	円滑な運用の確保	16
第4	併せて行うべき取組	16
第5	終わりに	17

参考資料1 こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者
会議の開催について

参考資料2 こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者
会議 開催状況

参考資料3 こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者
会議 構成員

「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議」 報告書

第1 はじめに

1 会議開催の経緯等

こどもに対する性犯罪・性暴力は、被害に遭ったこどもの心身に生涯にわたり有害な影響を及ぼす極めて悪質な行為であって、決して許してはならない。

令和3年の第204回通常国会において成立した「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和三年法律第五十七号）において、教育職員等による児童生徒性暴力等の禁止、児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する学校やその設置者等が講ずる措置、児童生徒性暴力等を行ったことにより、教員免許状が失効又は取上げ処分となった特定免許状失効者等に関するデータベースの整備、特定免許状失効者等に対する免許状の再授与の審査等について規定された。

また、同法の附帯決議において、教育職員等以外の職員、部活動の外部コーチ、ベビーシッター、塾講師、高等専門学校の教育職員、放課後児童クラブの職員等の免許等を要しない職種についても、児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度が必要であるとされ、その検討に当たっては、イギリスで採用されているDBS制度も参考にして、教育職員等のみならず児童生徒等と日常的に接する職種や役割に就く場合には、採用等をする者が、公的機関に照会することにより、性犯罪の前科等がないことの証明を求める仕組みの検討を行うこととされた。

そして、令和3年12月に閣議決定された「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」において、教育・保育施設等やこどもが活動する場（放課後児童クラブ、学習塾、スポーツクラブ、部活動など）等において働く際に、性犯罪歴等についての証明を求める仕組み、いわゆる日本版DBSの導入に向けた検討を進めるとされた。

また、令和4年の第208回通常国会において成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）において、保育士について、欠格事由の期間が延長されたほか、児童生徒性暴力等を行ったことにより登録を取り消された者の再登録やデータベースの整備等について、教育職員等についてと同様の規律が設けられた。

そして、その附帯決議、特に参議院厚生労働委員会の附帯決議では、いわゆる日本版DBS制度の導入に向けた検討を加速することとされた。

2 会議の開催

「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議」（以下「本会議」という。）は、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を踏まえ、教育・保育施設等やこどもが活動する場等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に向けた検討を進めるため、こども家庭庁成育局長が学識経験者及び実務者等の参集を求めて開催することとしたものである。

本会議においては、上記の趣旨を踏まえ、令和5年6月29日から同年9月5日までの間に、合計5回の会議を開催し、こどもの頃に性犯罪の被害に遭った方や、学校等といった教育・保育施設等の関係団体、自治体、性被害者及び性加害者の心理等に関する専門家に対するヒアリング、こどもの安全の確保や犯罪者の更生に関する関係省庁からの施策説明等を行い、こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（以下「本件確認の仕組み」という。）について、構成員による議論を重ねたので、その結果をここに報告する。

第2 制度設計にあたっての基本的な視点

1 本件確認の仕組みの必要性

こどもに対する教育、保育等が提供される場において、教育、保育等を提供する業務に従事する者によるこどもに対する性犯罪・性暴力は、被害に遭ったこどもの心身に生涯にわたって回復し難い有害な影響を及ぼすものであり、あってはならないことである。特に、こどもに対する性犯罪・性暴力は、こどもの性的知識の未熟さやその立場の弱さに乗じて行われ、第三者が被害に気付くきっかけをつかみにくいことから、加害行為が一度発生すると継続する可能性が高いと考えられる。そのため、こどもが教育、保育等の提供を受ける場でこれらを提供する業務に従事する者による性犯罪・性暴力の被害に遭うことがないように、未然にこれを防止するための仕組み作りが必要である。

そして、平成28年に取りまとめられた報告によると性犯罪の5年以内再犯率は13.9パーセントであり¹、また、平成21年から令和3年までの性

¹ 第1回会議配布資料7「性犯罪等に関する資料」資料番号11参照。性犯罪（強姦（強姦致死傷、準強姦、準強姦致死傷、集団強姦、集団強姦致死傷、集団準強姦及び集団準強姦致死傷を含む。）強制わいせつ（強制わいせつ致死傷、準強制わいせつ及び準強制わいせつ致死傷、準強制わいせつ及び準強制わいせつ致死傷を含む。）、わいせつ目的略取誘拐、強盗強姦（強盗強姦致死を含む。）及び都道府県のいわゆる迷惑防止条例で禁止されている痴漢、盗撮等（以下この章において「条例違反」という。））を含む事件で懲役刑の有罪判決を受け、平成20年7月1日から21年6月30日までの間に、裁判が確定した者のうち、

犯罪に係る検挙人員（20歳以上）のうちに性犯罪前科を有する者が占める割合は平均して約9.6パーセントであるところ²、性犯罪は、被害者の心身に回復困難な被害を生じさせるものであり、その点においてこれらの数値は看過できるものではない。

さらに、こどもに対する教育、保育等を提供する事業においては、以下のような事業や業務の性質を有することから、性犯罪が生じるおそれがあり、こどもに対する性犯罪の発生に特別の注意を払うことが求められる。

i) こどもを指導するなどし、非対称の力関係があるなかで支配的・優越的立場に立つこと（支配性）。

ii) 時間単位のものを含めてこどもと生活を共にするなどして、こどもに対して継続的に密接な人間関係を持つこと（継続性）。

iii) 親等の監視が届かない状況の下で預かり、養護等をするものであり、他者の目に触れにくい状況を作り出すことが容易であること（閉鎖性）。

そもそも、こどもに対する教育、保育等を提供する事業者は、その事業においてこどもの安全を確保する責務を負っているのであるから、こどもに対する教育、保育等が提供される場において、教育、保育等を提供する業務に従事する者によるこどもに対する性犯罪・性暴力を防止することも、その責務となる。そのため、このような業務に従事する者が性犯罪歴を有するか否かを確認することもその重要な手立てであり、性犯罪歴等を有する者に関する情報を保有する国が、それを提供できるようにする仕組みを設けることが必要である。

このような仕組みを設けることは、性犯罪歴を有する者をこどもに教育、

当該裁判確定から5年経過時点における性犯罪（強姦、強制わいせつ又は条例違反）再犯の有無を示している。

² 第1回会議配付資料7「性犯罪等に関する資料」資料番号6参照（ここでいう「性犯罪」とは強制性交等（強姦、準強姦、集団強姦及び集団準強姦、強姦致死傷及び集団強姦致死傷並びに準強制性交等、監護者性交等、強制性交等致死傷を含む。）及び強制わいせつ（準強制わいせつ、監護者わいせつ及び強制わいせつ致死傷を含む。）のことを指す。）。なお、強制わいせつで矯正施設へ再入所した者のうち前刑罪名が強制わいせつ又は強制性交等であった者の割合は約40.7パーセントであり、強制性交等で再入所した者のうち前刑罪名が強制わいせつ又は強制性交等であった者の割合は約37.6パーセントに及ぶ（第1回会議配布資料7「性犯罪等に関する資料」資料番号9参照）。また、再犯率に関連して84.6パーセントの数値が触れられることがあるが、この数値は、再犯率ではなく、「小児わいせつ型の性犯罪（強制わいせつ（強制わいせつ致死傷、準強制わいせつ及び準強制わいせつ致死傷、準強制わいせつ及び準強制わいせつ致死傷を含む。）、わいせつ目的略取誘拐）で有罪確定した者のうち、それ以前に2回以上の性犯罪（脚注1の「性犯罪」と同じ。）前科を有している者（該当者は13名）について見た場合に、それらの前科に同じく小児わいせつ型が含まれていた者はそのうち11名であり、その割合は84.6パーセントであったというものである（第2回会議配布資料1「性犯罪の再犯に関する資料」参照）

保育等を提供する業務から遠ざけることにより、性犯罪歴を有する者を再犯に及ぶきっかけから遠ざけることにも資することになる。

2 仕組みを設けるに当たり留意すべき観点

① 職業選択の自由、営業の自由との関係

憲法第 22 条は職業選択の自由を保障するとともに、自己の選択した職業を遂行する自由として、営業の自由もそれに含まれるとされている。

こどもに関連する業務に従事する者が性犯罪歴を有するか否かを確認する仕組みを設けることは、その結果に基づき当該業務に従事することを禁止するとしても、禁止まではせずその結果に基づいて何らかの措置を講ずべきこととするとしても、対象となる性犯罪歴を有する者が当該業務に従事することを法的に又は事実上制限することとなり得る。また、事業者性に犯罪歴の確認を義務付け、その確認の結果に基づいた措置を講ずることを義務付けるとともに、確認の結果取得した個人の性犯罪歴に関する情報を安全かつ適切に管理する義務を負うこととする場合、当該事業者の営業の自由を制約することにもなる。このため、このような仕組みの対象範囲を無限定に広げることは許されず、その必要性や合理性が認められ、同じ目的を達成できるより緩やかな規制手段がない場合に限定することが求められると考えられる。

② プライバシーとの関係

本件確認の仕組みは、対象者が性犯罪歴を有するか否かを本人以外の者に知らせることとなり得るものであるところ、犯罪歴については、「前科及び犯罪経歴・・・は人の名誉、信用に直接にかかわる事項であり、前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有する」（最高裁昭和 56 年 4 月 14 日第三小法廷判決³）とされ、特に前科等は高度のプライバシーに係る情報であるから、本件確認

³ 最高裁は、「前科及び犯罪経歴（以下「前科等」という。）は人の名誉、信用に直接にかかわる事項であり、前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有するのであって、市区町村長が、本来選挙資格の調査のために作成保管する犯罪人名簿に記載されている前科等をみだりに漏えいしてはならないことはいうまでもないところである。前科等の有無が訴訟等の重要な争点となっていて、市区町村長に照会して回答を得るのでなければ他に立証方法がないような場合には、裁判所から前科等の照会を受けた市区町村長は、これに応じて前科等につき回答をすることができるのであり、同様な場合に弁護士法 23 条の 2 に基づく照会に応じて報告することも許されないわけのものではないが、その取扱いには格別の慎重さが要求されるといわなければならない。」と判示した上で、区役所が、必要とする事由を「中央労働委員会、京都地方裁判所に提出するため」として、弁護士法の規定に基づいてなされた弁護士会の照会に応じ、前科を回答したことについて、公権力の違法な行使と認定した。

の仕組みによって個人の性犯罪歴を確認することができる者の範囲等を考える上では、当該規制の目的が重要なものであることや、これを達成するために必要かつ合理的な手段（範囲）でなければならないといったことが求められると考えられる。

また、本件確認の仕組みによって本人以外の者が知ることになる性犯罪歴に関する情報は、「個人情報保護に関する法律」（平成十五年法律第五十七号。以下「個人情報保護法」という。）上、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する「要配慮個人情報」（個人情報保護法第2条第3項）とされており、このような情報が漏えいすれば、本人の社会生活に重大な影響を及ぼすおそれがある上、本件確認の仕組みに対する信頼そのものを損ない、仕組みの根幹を揺るがすことにもなりかねない。

さらに、個人の性犯罪歴等の内容が漏えいすることにより、漏えいした情報に基づいて被害者が推知されるというプライバシー侵害、二次被害が生じるおそれもある。

したがって、本件確認の仕組みによって性犯罪歴等を知り得る事業者の範囲は、提供を受ける性犯罪歴等の情報を安全かつ適切に管理することができる者であるべきである。

第3 個別論点についての検討結果等

1 学校や児童福祉施設等の設置運営者の責務

(1) 責務等を具体的に規定する必要性

こどもに対する教育、保育等を提供する事業者は、その事業において教育、保育等を提供する業務に従事する者による性犯罪・性暴力を防止し、こどもの安全を確保する責務を負うといえる。

そして、特に、学校や児童福祉施設等の設置者等については、児童等の人格的な完成を目的として教育を行う学校や、児童の福祉の向上を目的とする児童福祉施設等は、その性質上当然に児童の性被害を防止するために必要な措置をとる責任を有するものであり、かつ、設置や運営等について公的関与が大きく、情報管理に関する義務の対象となる事業者の範囲が明確であり、問題が生じた場合の監督や制裁の仕組みが整っており、提供を受ける性犯罪歴等の情報を安全かつ適切に管理することが実効的に担保できることといった点から、学校や児童福祉施設等の設置者等に対して、全ての設置者等がそれらの場のこどもの安全を確保する責務を負うことを法律上明示した上で、具体的な義務として、採るべき安全確保のための措置についても法律上規定するのが相当である。それ

とともに、このような責務をよりよく果たすために業務に従事させる者の性犯罪歴を確認する義務を規定することとすべきである。

そして、こどもの安全を確保するという責務を実効的に果たすために、数年ごとに又は一定の時機に性犯罪歴を確認するといった仕組みとすることも考えられる。

(2) 安全確保措置の内容

このような、こどもの安全を確保するために採るべき措置として、例えば、こどもに対する性犯罪・性暴力の影響等についての理解を深めさせるための教員等に対する研修、こどもに対する性犯罪・性暴力を防止するための体制整備や、早期に被害を発見するための窓口の設置といった措置のほか、後述するように、事業者に対して確認義務を課し、確認の結果を踏まえて適切な措置を講じている旨を報告させるといったことを規定することが考えられる（詳細は第3の5参照）。

2 教育、保育等を提供するその他の事業者

こどもに対する教育、保育等を提供する事業者のうち、学校や児童福祉施設等の設置者等以外のものについても、できるだけ広く対象に含めることとして規制をかけることが適当である。しかし、これらの事業については、事業者の範囲が不明確であったり、監督や制裁の仕組みが必ずしも整っていない場合があり、提供を受ける性犯罪歴等の情報を安全かつ適切に管理することが実効的に担保できるかどうか不明である。

そこで、そのような業規制が及ばないような分野の事業者についても制度の対象に含めることができるようにするためには、「認定制」を設けることが適当である。その場合、認定事業者には学校設置者等と同様に安全確保措置を講ずることを求めるほか、本件確認の仕組みによる確認や、その結果取得する情報の安全管理を法律上義務付けた上で、認定を受けた事業者はそのことが利用者に分かるよう、国が公表することとし、また、事業者が表示することができることとするのが考えられる。

同時に、利用者に対して本件確認の仕組みや認定事業者の公表・表示について十分に周知することにより、こどもにとって安全な選択をするように促すことが重要であり、また、事業者が利用者のそのようなニーズに応えるために積極的に認定を受けて適切に措置を講じるよう努める事業環境を創出する必要がある。また、こども家庭庁と事業分野の所管省庁等が連携して事業者に対して認定を受けることを促進し、本件確認の仕組みが着実に導入されていくようにすべきである。

3 対象事業者の範囲

第3の1(1)のとおり、こどもの安全確保のための責務等を法律によ

って直接に義務付ける事業者として、例えば、学校、認定こども園や保育所、児童養護施設、障害児入所施設等の児童福祉施設を設置する者、又は家庭的保育事業等を行う者といったものが考えられる。

このほか届出事業についても広く法律上直接義務付ける事業に含めるべきとの意見も強くあったが、その事業主体には様々なものがあり得て、提供を受ける性犯罪歴等の情報を安全かつ適切に管理することが実効的に担保できるものであるかが明らかではなく、許認可施設のような監督や制裁の仕組みが必ずしも存するわけではないことから、これらについては認定及びその監督の仕組みによって対応することが適当である。

以上を踏まえ、認定を受けることができる事業者については、例えば、認可外保育施設を設置する者や放課後児童健全育成事業等の児童福祉法上の事業の届出事業者が考えられる。

また、例えば、学習塾のように、こどもに対して一定期間にわたって知識を教授する事業内容であり、講師とこどもとの間に、学校等における教員等とこどもとの間に生ずる支配性等に似た関係性が生じ得ることから、対象事業に含めることが適当と考えられるものがある。そこで、現在全く業規制がない分野であっても、学習塾のほか、予備校、こども向けスイミングクラブ、技芸等を身に付けさせる養成所など、こどもに対して知識や技芸等を教授する事業であって、支配性、継続性、必要な安全措置をとることができる体制等が認められるものを認定対象に含めるべきである。ただし、仕組みの対象範囲を明確にするため、学習塾のように法令上定義されていない事業を対象事業に含める場合には、その外縁を明確にすることに留意する必要がある。

4 対象業務の範囲

本件確認の仕組みの対象にこどもに対する教育、保育等を提供する事業者を含める理由からすれば、対象業務は、こどもに対して支配的・優越的關係に立ち、こどもと継続的に直接密接な人間関係を持つ者や、親等の監視が届かない状況の下で預かり、養護等をする者を対象とすべきである。その判断に当たっては、こどもから見て当該業務が支配的・優越的であるかという観点も重視すべきである。

このような対象業務として、例えば、学校の教職員、児童の保育・養護等に関する業務を行う者が考えられる。

また、これ以外の業務も対象に含まれ得るが、事業者は、対象業務に従事させようとする者の性犯罪等を確認することが義務付けられるほか、こどもの安全を確保するための具体的な措置等を講じることが義務付けられることから、確認の対象にする者の範囲は、対象業務に従事させようとする

者のうち、それら具体的な措置を講じることができる者であることが必要である。このような措置を講じることができる者であれば、有償無償にかかわらず、また、必ずしも雇用関係にある者に限らず、例えば、派遣労働者や業務委託関係にある者であっても対象に含むこととすべきである。

さらに、対象業務についてはなるべく広くすべきとの意見もあった。しかし、その場合においては、事業者には対象業務に従事させようとする者の性犯罪歴等を確認することを義務付けるほか、こどもの安全を確保するにはそのための措置等を講じることが義務付ける必要があることから、対象業務の範囲は法令上明確に規定する必要があるとあり、具体の職種を下位法令に委任するとしても、その外縁を明確にする必要があることに留意すべきである。もっとも、具体の職種を規定する上では、現在ある職種の区分にとられることなく、実務に即してこどもと接する状態等に応じて適切に切り分けて対象に含めるよう工夫することが必要であり、この点については、下位法令を整備するまでに検討することが適当である。

5 性犯罪歴確認結果の活用方法

本件確認の仕組みは、資格の有無にかかわらず、資格制ではない職種も含めて広く横断的に対象にしようとするものであり、また、こどもの安全を確保するという本件確認の仕組みの目的に照らし、性犯罪歴の確認は、事業者が性犯罪歴を有することが明らかとなった者について、その採否の決定や、対象業務に従事させるかどうかの判断、こどもに関わらない業務への配置転換等のこどもの安全を確保するための具体的な措置を講ずるに当たっての参考情報として活用させ、適切な措置を講じさせてその旨を報告させることとするのが適当ではないかと考える。

また、当該確認の実効性を担保するという観点からは、確認義務に違反した事業者に対する何らかのペナルティを科すこととするほか、本件確認の仕組みによる性犯罪歴の確認を行ったことについて定期的に報告させることを義務付けることや、確認の結果に基づき、適切にこどもの安全を確保するための措置を講じているかどうかについて行政が報告を求めたり検査を行うことができるようにし、確認義務等を着実に実行させることとすべきである。

6 確認の対象とする性犯罪歴等の範囲

(1) 前科について

ア 性犯罪前科を対象にすべきこと

上記のとおり、こどもに対する性犯罪・性暴力が被害に遭ったこどもの心身に重大な影響を及ぼすものであること、こどもの性的知識の未熟さやその立場の弱さに乗じて行われることがあり、第三者が被害に気付

くきっかけをつかみにくいことに加えて、性犯罪歴を有する者については、再び犯行に及ぶ場合に性犯罪に及ぶ可能性が典型的に高いといえることからすれば、本件確認の仕組みを設けるにあたり、特に、性犯罪歴をその確認の対象にすべきであるといえる。

さらに、本件確認の仕組みが、一定の性犯罪歴等を有する者が特定の業務に従事することを事実上制限するものであることからすれば、このような制限の根拠は正確な事実に基づくものでなければならない。すなわち、本件確認の仕組みが対象とする性犯罪歴等は、厳格な手続きに基づき、その正確性が担保されている裁判所による事実認定を経た前科について、これを対象とすべきである。

イ 確認の対象とする性犯罪前科の被害者年齢を限定しないこと

性犯罪に及ぶ者の中には、こどもに対する嗜癖を有するものの、18歳以上の者に対する性犯罪に及ぶことによってこどもに対する性的欲求を抑えようとするものや、18歳以上の者に対する性的欲求を、通報等されるおそれが少ないこどもに対する性犯罪に及ぶことによって発散するものがあり、性犯罪者ごとにその被害者の年齢が必ずしも一貫しているわけではない。また、幼児のみを保護の対象とするのではなく、18歳未満の者等を守るための制度とすることが適当であり、その場合、18歳未満の中の年長者と18歳以上の者とで、性犯罪に及ぶ者にとっての違いがあるとは認め難い。

したがって、確認の対象とする性犯罪前科は、被害者年齢による限定は設けないこととするのが適当である。

ウ 対象とする性犯罪前科の期間

刑法34条の2第1項は「禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで十年を経過したときは、刑の言渡しは、効力を失う。罰金以下の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで五年を経過したときも、同様とする。」と規定し、一定期間が経過することにより刑の言渡しはその効力を失うこととしており、同条の趣旨は、刑の言渡しを受けた者に対して一定期間犯罪を行うことなく過ごしたことを条件として、前科のない者と同様の対応を受けることを認めることによって、犯罪者の更生意欲を助長して、社会復帰を図ることにあるとされる。

本件確認の仕組みにおける性犯罪前科の確認について、上記のように、事業者がこどもの安全を確保するための措置を講ずる際の考慮要素として位置付ける場合、それは、性犯罪により刑に処せられたことを欠格事由とし、それを事業者が確認するための制度ではないから、刑法

34 条の 2 が直接適用されることとはならない。しかし、確認の結果に基づき、対象業務に従事させられないなど事実上の就業制限を受ける可能性は否定し難いことから、禁錮以上の刑については刑の執行終了等から十年間、罰金以下の刑については刑の執行終了等から五年間再犯をせずに経過すれば他の者と同様に扱われることとすることによって更生の意欲を助長するという刑法 34 条の 2 の趣旨も踏まえつつ、こどもの安全を確保するための必要性と合理性が認められる年数を検討し、対象とする性犯罪前科の期間に一定の上限を設ける必要がある。

一方、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に基づく特定免許状失効者等に関するデータベースにおいては、運用上、当面少なくとも 40 年間のデータを記録することとされており、これとの関係をどう考えるかという点にも留意すべきである。

エ 条例違反について

性犯罪の中には、各自治体が制定する条例、具体的には迷惑行為防止条例や青少年健全育成条例に定められている罪があるが、このように法律違反に当たらないものについては、これらも前科である以上対象に含めることが望ましいものの、都道府県ごとに制定されるものであり罪となる行為態様や構成要件にばらつきがあること、その改正を国において把握する仕組みがなく、条項の特定が困難であることから、性犯罪を適切に拾い上げて制度の対象とすることには技術的課題があり、更なる検討を要する。

なお、条例違反として規定されている主な罰則のうち、盗撮については、先の通常国会において「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」（令和五年法律第六十七号）が成立したため、同法に規定する罰則を本件確認の仕組みの対象とすることが可能である。このほか、例えば痴漢行為についても、不同意わいせつ罪（刑法第 176 条）に該当するものは、本件確認の仕組みの対象となる。

(2) 不起訴処分(起訴猶予)について

本件確認の仕組みの対象について、性犯罪のうちには示談が成立することなどによって検察官が不起訴処分をするものもあると考えられるところ、実際に性犯罪に及んでいた場合には再び性犯罪に及ぶ可能性があると考えられることから、検察官が行った不起訴処分のうち起訴猶予を理由にしたものも対象に含めるべきとの意見があった。しかし、本件確認の仕組みが事実上の就業制限という大きな不利益を対象者にもたらすことからすれば、そのような不利益をもたらす根拠とする性加害行為の

有無については、正確な事実認定を経たものによって確認すべきであるところ、検察官による不起訴処分は、公正な裁判所の事実認定を経ない上、処分を受けた者がこれに不服を申し立てることができず事実認定の正確性を担保する制度的保障もないことから、不起訴処分を対象に含めることには慎重であるべきである。

なお、事実認定の正確性を担保するため、被疑者本人が同意している場合に限り不起訴処分を本件確認の仕組みの対象にするという案も提案されたが、同意したかどうかを検察官の起訴・不起訴の判断に結び付けることとする場合には、そのような選択を迫られる場面における同意は真意に基づくものと言えるのかが問題となり、また、そのような問題が生じないように飽くまでも不起訴とされる者について犯罪歴等の照会の対象とするかどうかを本人の同意如何に係らしめることとするのであれば、不起訴処分となった者のうち、犯罪歴の回答等の対象とすることに同意した者については対象となり、同意しなかった者については対象とならないという結果となり、反省等して同意する者だけが不利益を被ることとなるのは不均衡であるといった問題点が指摘された。

(3) 行政処分等

また、行政上の懲戒処分や民間企業の解雇処分等を対象にすべきという意見もあったが、これらはその主体によって処分の基準や考え方等が異なるため、これを他の業界や業種に直ちに流用することは難しく、仮にこれらの処分を対象に含めることとする場合、その結果が憲法上の権利の制約につながる以上、対象に含めるべきものであるかどうかについて個別に国が判断する仕組みを設けるなど、司法手続に準じた適正な手続保障がなされる必要があると考えられるところ、その検討・構築には更なる時間を要すると考えられる。

また、何ら処分を受けずに自主退職したような場合については、こどもの安全を確保するためにも、自主退職したから終わりにするという対応を取るべきではなく、犯罪に当たると考えるときは告発をすることにより、本件確認の仕組みの対象とすべきものが漏れることのないように適切に対処すべきであるとの意見があった。

7 本件確認の具体的な仕組み

(1) 確認を申請する者

本件確認の仕組みにおいて、確認を申請することができる者を誰にすべきかが問題となる。

この点、個人情報保護法第 124 条第 1 項において「第四節の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若し

くは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。」と規定され、個人の犯罪歴等については、開示請求等の規定の適用から除外されている。このように個人情報保護法が刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る保有個人情報を開示請求等の規律の適用除外としたのは、これらの保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、雇用主が、採用予定者の前科の有無やその内容を確認する目的で、採用予定者本人に開示請求させるなどして前科等が明らかになる危険性があるなど、前科がある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるためである。本件確認の仕組みにおいて対象業務に従事しようとする者が自己の性犯罪歴等の確認を申請することができることとすると、本件確認の仕組みが対象とする教育、保育等を提供する事業以外の事業に就職しようとする場合にも性犯罪歴等の確認結果の提出を求められるなど、個人情報保護法の趣旨に反する事態が生じかねない。

そこで、本件確認の仕組みにおいて、本人が確認の申請をすることができるようにすることは適当ではない。

そして、本件確認の仕組みにおける確認について、こどもの安全を確保する責務を負う事業者がその責務をよりよく果たすためのものと位置付けるという観点から、確認の申請を行う者は、確認結果を把握する必要がある対象事業者に限るべきである。

ただし、本人を全く関与させないこととすると、例えば、対象業務以外の業務に従事させている者の性犯罪歴を本人に無断で確認することができることとなってしまうおそれがあるため、対象事業者の申請には本人の同意を得ることを条件とするなど、本人が手続に関与する仕組みを設けるべきである。

(2) 確認の結果について回答を受ける者

こどもの安全を確保するという責務を果たすべき対象事業者は、そのためにその情報を知る必要があることから、対象事業者に結果を回答する必要がある。もっとも、性犯罪歴が高度のプライバシーに係る情報であることからすれば、特に、対象となる性犯罪歴を有する旨の回答については、確認の対象となる本人に何らかの方法で通知するなどし、誤りがある場合にはこれを訂正する機会を与えた上で、確認結果を知る必要がある事業者には回答を交付することとするのが合理的である。

(3) 回答内容

確認の結果として交付する回答にどのような情報を記載するかについては、性犯罪歴が高度のプライバシーに係る情報であることに照らせば、その範囲は必要かつ合理的なものであるべきである。

この点については、本件確認の仕組みにおける確認は、こどもの安全を確保する責務を負う事業者がその責務をよりよく果たすために行うものと位置付けるべきであるところ、このように位置付ける場合、提供する情報の内容は、こどもの安全を確保する責務を果たすために必要かつ合理的なものであるべきである。

性犯罪歴の重大さにかかわらず対応は一律であると考えられるため回答内容は性犯罪歴の有無のみで足りるという意見もあったが、個々の罪名のどれに当たるかという違いによってとるべき措置が大きく異なるということは通常考え難いものの、性犯罪歴の有無だけであると、こどもに接する業務に一切従事させないこととするのか、あるいは安全を確保するための措置を講じた上で従事させるのかといった判断をする上で情報が足りないということもあり得る。そこで、例えば、特に重大な犯罪であるなど一定の種類のどれに当たるかや、裁判所の判断からどの程度の期間を経過しているかといった限度で回答するということも考えられる。

(4) 適正な情報管理の確保

上記の仕組みによって、対象事業者が高度のプライバシー情報である前科に関する情報に接することがあり得ることとなるため、当該情報の安全管理のために必要かつ適切な管理体制や管理方法等について規律を設けるべきである。また、具体的な取扱いについてガイドラインを設けるなどして、これを事業者に周知することが適当である。

併せて、前科に関する情報が漏えいすることがないように、漏えいを禁止する規定や漏えいした場合の罰則規定を設けるべきである。

8 その他

(1) 今後の検討

適切な体制整備や実行性が伴わない仕組みとなることにより情報管理等について問題が生ずれば制度全体の信頼を損なうおそれがある。このため、具体の制度設計に当たっては円滑かつ確実な実施が可能となることに十分留意すべきである。

(2) 個人が一人で行っている事業

本件確認の仕組みにおける性犯罪歴の確認について、こどもの安全確保のための事業者の責務をよりよく果たすための考慮要素と位置付

けるのが適当であるところ、個人が一人で行っている事業は、従業員の研修や相談窓口の設置といったこどもの安全を確保するための想定される具体的措置を講じることができない上、事業主が自身の性犯罪歴情報を確認することは、個人情報保護法第124条第1項の趣旨（第3の7（1）参照）に抵触するおそれがあるため、それ自体を本件確認仕組みの対象とすることは困難である。

なお、この点に関し、個人のベビーシッターを掲載するマッチングサイトがあるが、その事業形態には種類があり、保育事業の主体とならずプラットフォームの提供にとどまることもあり得るところ、こどもがベビーシッターから性暴力の被害に遭うことを防止して安全を確保するためには、その保育業務に責任を持つ者に安全措置を講じさせることが重要である。そして、マッチングサイトの運営者が居宅訪問型保育事業の事業者として届け出て、当該事業における保育に責任を持ち、安全確保措置を講ずるのであれば、本件確認の仕組みにおける認定を受けることができ、この仕組みを利用することができることとなると考えられるため、こうしたことを可能とするための方策の検討を深めるべきである。また、その際、認定を受けた事業者が利用者から分かるように公表、表示の仕組みを設けることと併せて、利用者に適切な情報が伝わるように広報を徹底することが重要である。

また、現行制度においても、プラットフォームの提供について、「子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン」等によって、マッチングサイト運営者が遵守すべき事項として、保育者のマッチングサイトへの登録を受け付ける際に、事業停止命令・閉鎖命令⁴を受けたことがないこと等を申告する書類の提出を求めること、保育者は保護者に当該申告書類を提示することを利用規約に盛り込むとされているため、引き続きこうした取り組みを進めていくのが適当である。

（3） 特定免許状失効者等に関するデータベースとの関係

特定免許状失効者等に関するデータベースについては、そもそも教育職員等を任命し、又は雇用する者が活用するものとして設けられたものであり、システム上の検索結果のみではなく、その情報を端緒として、面接や他の資料、調査結果等を踏まえて、対象者であるか否かや任命又は雇用の判断を行うものとして設計されたものである。したがって、特

⁴ ベビーシッターが「わいせつ行為や暴行等の乳幼児の生命身体に著しい影響を与える行為等を犯し、当該事実が裁判等によって確定した場合」には、原則として施設閉鎖命令・事業停止命令を行うこととされている（「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知））。

定免許状失効者等に関するデータベースについては、対象となる行為等も異なるなど、本件確認の仕組みとは制度設計が異なり、学校等以外の事業者がこれを利用させると、対象者本人のものではない処分歴等を事業者が参考にしてしまう恐れがあるなど課題が多く、本件確認の仕組みと直ちに統合することは困難である。もっとも、当該データベースの閲覧をできる場合、これと本件確認の仕組みの双方を活用することにより、より効果的にこどもに対する性犯罪・性暴力の未然防止に資すると考えられ、両者を活用する際の運用上の利便性について工夫をすることが考えられる。施行予定の児童生徒性暴力等を行ったことにより登録を取り消された保育士に関するデータベースについても同様である。

(4) 採用時の運用の在り方

採用時の運用として、対象事業者が対象業務に従事させることを予定する者に対し、履歴書の記載や面接において対象前科の有無を確認することが考えられる。採用時に本人の個人情報を探ねることについては、その必要性が認められる場合に、合理的な範囲で許されると考えられるところ、こどもの安全を確保する責務を負う対象事業者がその責務を果たすために、対象業務に従事させようとする者に対して、その性犯罪歴の有無を探ねることには必要性と合理性が認められると考えられるから、本件確認の仕組みを利用する前提として、事業者が採用時点で性犯罪歴を確認することも許容されると考えられる。

そして、対象業務に従事する者が採用時にその性犯罪歴を探ねられたのにこれを隠して採用されていたような場合、一般的には、重大な経歴詐称として解雇のための客観的合理的な理由と社会通念上の相当性が認められるため、その者を解雇することができると考えられる。

ただし、本件確認の仕組みが導入される際に現に対象業務に従事している者も対象となるところ、そのような者については、事業者が採用時に性犯罪歴の有無を探ねていないことがあり得る。この場合に本件確認の仕組みによって性犯罪歴を有することが明らかとなったときに、そのことを理由に長年問題なく勤務してきた者を解雇することが認められるかどうかは問題となる。解雇できるかどうかは、労働契約法（平成十九年法律第百二十八号）第16条の解雇権濫用法理に基づき判断されることとなるが、性犯罪歴があるという一事をもって配置転換等を考慮することなく直ちに解雇することについて、客観的に合理的な理由と社会通念上の相当性が認められるとは考えにくく、他の事情をも考慮して、解雇の有効性が判断されることとなる。

既に従事している者の雇用を継続する場合、こどもの安全を確保する

ため、対象前科がある者をこどもと関わらない業務に配置転換することや、一人でこどもと関わらないようにすることなど、安全のために必要な措置を講ずることが必要であると考えられる。

(5) 円滑な運用の確保

本件確認の仕組みの導入により、確認や認定のために相当の事務が生ずると考えられることから、当該事務が円滑に進むよう、十分な体制の確保に特段の配慮が必要であると考えられる。

第4 併せて行うべき取組

本件確認の仕組みにより、対象事業者は、その事業において対象業務に従事させようとする者について一定の性犯罪歴を有するか否かを確認することができるとともに、その確認の結果に基づき、こどもの安全を確保するための責務をよりよく果たすことが期待される。

もっとも、本件確認の仕組みの対象は飽くまで一定の性犯罪歴を有する者に限られることから、何ら性犯罪歴を有しない者がいわゆる初犯に及ぶことを防止し、こどもの安全の確保をより確実なものとするためには、そのための他の措置についても併せて取り組む必要がある。

この点、本会議において紹介された文部科学省、警察庁及びこども家庭庁における各種取組のほか、本年7月には、性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議及びこどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議の合同会議において「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」が取りまとめられ、こどもや若者の性被害防止対策の強化について、加害を防止する強化策、相談・被害申告をしやすくする強化策及び被害者支援の強化策という3つの柱に基づき具体的な施策の推進が掲げられたところであり、このほか、仮に保育所等において性的虐待があった場合に相談することができる窓口を明確にするなどといったことを含めて総合的に取り組んでいくことが必要である。

今後、このようなパッケージの推進と併せて、こども家庭庁と本件の確認の仕組みの対象事業を所管する関係府省庁が連携するなどし、対象事業者に本件の仕組みに基づく義務を確実に履行させるための取組を行うこと、より多くの事業者に対して認定を受けるよう促進することといった点に取り組むべきである。

本件確認の仕組みと併せて、これら施策の更なる推進と、こどもの安全確保に取り組む関係省庁や地方自治体との連携強化に取り組むこと、こどもの安全の確保をより確実なものとしていくべきであり、これらの取組により、こどもに対する性犯罪を許さないという社会・企業の文化を醸成し、それが社会

全体としてこどもに対する性犯罪の予防につながることを期待する。

加えて、こどもの安全を確保するため、いわゆる小児性犯罪に及んだ者に対する治療・支援を適切に行えるような環境整備を進めることが重要である。

第5 終わりに

本会議の以上の検討結果を踏まえつつ、こども家庭庁において、本件確認の仕組みの制度設計に関する検討を速やかに行い、法整備等の所要の措置を講ずることを求める。

また、その際、本件確認の仕組みを当面導入可能な方法で導入することが適当であるが、制度の導入後、認定制の普及状況等を含めその実施状況を把握し、その結果を踏まえつつ制度につき必要な拡大や強化等を更に検討し、段階的に拡充していくといったことも含め、より実効性を高めるべく引き続き取り組むことを期待する。

参考資料 1

こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議 の開催について

令和 5 年 6 月 2 6 日
こども家庭庁成育局長決裁

1. 趣旨

「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について」（令和 3 年 12 月 21 日閣議決定）を踏まえ、教育・保育施設等やこどもが活動する場等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み（日本版 D B S）の導入に向けた検討を進めるため、こども家庭庁成育局長が学識経験者及び実務者等の参集を求めて「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議」（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構成等

- (1) 会議の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 会議には、座長を置く。座長は、成育局長があらかじめ指名するものとする。
- (3) 会議は、座長が必要があると認めるときは、関係府省庁等の参加を求めることができる。
- (4) 会議の庶務は、こども家庭庁成育局安全対策課が行う。
- (5) この要綱に定めるもののほか、本会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

3. その他

会議は、非公開とすることとし、会議資料及び議事録を速やかに公表する。ただし、座長が特に必要と認めるときは、会議資料及び議事録の全部又は一部を公表しないものとするができる。

※ 別紙略

参考資料2

こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議 開催状況

○第1回 (令和5年6月27日開催)

- ・ 事務局説明
- ・ 関係省庁説明
- ・ ヒアリング
- ・ 議論

○第2回 (令和5年7月19日開催)

- ・ ヒアリング
- ・ 関係省庁説明
- ・ 自治体発表
- ・ 議論

○第3回 (令和5年8月1日開催)

- ・ ヒアリング
- ・ 自治体発表
- ・ 議論

○第4回 (令和5年8月23日開催)

- ・ 議論

○第5回 (令和5年9月5日開催)

- ・ 議論

参考資料3

こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議 構成員

(五十音順)

◎ 座長

磯谷 文明 弁護士

◎内田 貴 早稲田大学特命教授・東京大学名誉教授・弁護士

小國 美也子 鎌倉女子大学児童学部子ども心理学科教授

川出 敏裕 東京大学大学院法学政治学研究科教授

神吉 知郁子 東京大学大学院法学政治学研究科教授

宍戸 常寿 東京大学大学院法学政治学研究科教授

濱田 剛史 大阪府高槻市長

比嘉 里奈 公益社団法人日本PTA全国協議会

普光院 亜紀 保育園を考える親の会

宮島 清 日本社会事業大学専門職大学院客員教授

宮脇 正道 鳥取県湯梨浜町長

山下 真 奈良県知事